

JR北海道グループ

保険総合パンフレット

JR北海道グループのグループ保険はJR北海道が運営し、社員の皆さまおよびご家族が加入できるJR北海道グループの福利厚生制度の一環です。

保険期間 令和7年10月1日午後4時から令和8年10月1日午後4時まで(1年間)(一部制度を除く)



※団体割引20%を適用してから、損害率による割引25%を適用した割引率です。

団体保険制度の詳細はホームページにてご覧いただけます。
<https://www.h-jrshoji.jp/insurance-agency/>

JR北海道グループ保険センター

検索



インターネットからの
お申込みが可能です。

傷害補償
P7

医療補償
P9

がん補償
P11

生命保険
P13

介護補償
P15

所得補償
P17

自動車保険
P19

火災保険
P21

よくあるご質問
P4

お手続き方法
P23

団体総合生活保険の特徴

特徴
1

JR北海道グループの社員と退職者とそのご家族だけが加入できる制度です！



特徴
2

40%^(※)の割引が適用されます！

※団体割引20%を適用してから、損害率による割引25%を適用した割引率です。



特徴
3

ご加入手続きが簡単です！

現職の方は、保険料が給与からの引き取りとなりますので、お手続きが簡単です。
※一部グループ会社を除く
※OBの方は、口座振替となります。
※詳しくはP23をご覧ください。



特徴
4

WEBで手続きができます！

- 新規申込(現職のみ) ●変更・解約(現職・更新時のみ)
- 保険金請求手続き



特徴
5

ご加入の際、医師の診査は不要です！

所得補償、医療補償、がん補償、介護補償は、加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



特徴
6

充実したサービスにより安心をお届けします！

以下のサービスは無料でご利用いただけます。
サービスの詳細はP43～44の「サービスのご案内」をご参照ください。

自動セット

メディカルアシスト



介護アシスト



デイリーサポート



認知症アシスト



介護補償加入者のみ

特徴
7

退職後も安心！

ご退職後も引き続きご継続できます。
※継続・解約どちらも必ず手続きが必要です。退職日から1か月前までにご連絡ください。
※詳しくはP45をご確認ください。

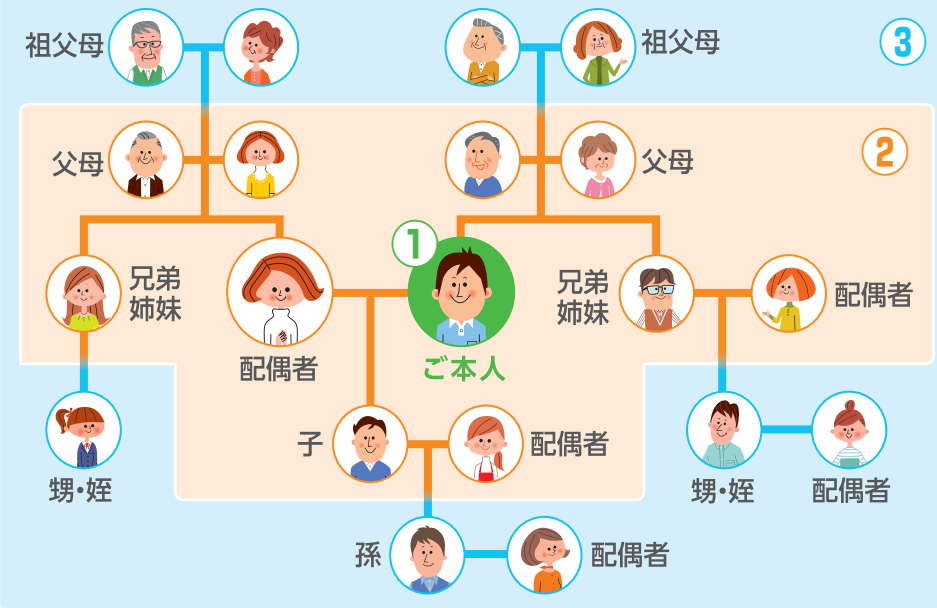


加入者・被保険者とは？

加入者
例) JR北海道の社員 Aさん
保険会社に契約の申込みをして保険料を支払う人

被保険者
例) Aさん 配偶者 お子様
保険の補償を受ける人または保険の対象になる人

被保険者ご本人としてご加入できる方の範囲



- ①北海道旅客鉄道株式会社およびJR北海道グループ会社の社員・退職者
 - ②上記①の配偶者・お子様・ご両親、ご兄弟(配偶者・お子様・ご両親、ご兄弟については「同居か別居か」「同一生計か否か」「血族か姻族か」は問いません。)
 - ③上記①と同居されているご親族の方(ご親族とは、②に含まれない6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。)
※スーパーライトグリーン保険(傷害補償)では、個人型のみご加入できます。
- ※保険の対象となる方(被保険者)ご本人について年齢等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ」の各ページをご確認ください。

ご本人 配偶者
所得補償のみ
JR北海道およびJR北海道グループ社員・退職者の皆さま、配偶者様のみご加入いただけます。

被保険者として加入できる型は3タイプ
スーパーライトグリーン保険(傷害補償)のみ
本人型
夫婦型
家族型



スーパーライトグリーン保険(傷害補償)個人型・夫婦型・家族型の補償範囲について

個人型

個人型補償の補償対象

被保険者ご本人^(※1)



夫婦型

夫婦型補償の補償対象

- ①被保険者ご本人^(※1)
- ②ご本人^(※1)の配偶者^(※2)



家族型

家族型補償の補償対象

- ①被保険者ご本人^(※1)
- ②ご本人^(※1)の配偶者^(※2)
- ③ご本人^(※1)またはその配偶者^(※2)の同居の親族^(※3)
- ④ご本人^(※1)またはその配偶者^(※2)の別居の未婚^(※4)のお子様



※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※賠償責任に関する補償において、ご本人^(※1)が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません)。
(※1)上記「被保険者ご本人としてご加入できる方の範囲」に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
(※2)法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。(婚姻とは異なります。)
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(※3)6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
(※4)これまでに婚姻歴がないことをいいます。

⚠️ ご注意ください

- ①保険の対象となる方またはそのご家族が、既にほかの保険で同様の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複する場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- ②ご家族の人数によっては、それぞれを被保険者本人とする個人型を選択した場合の方が保険料が安くなる場合があります。

令和7年度 改定のご案内

傷害補償

参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

医療補償

「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
---------------------------------------	--

がん補償

「がん診断保険金」等の保険料改定	がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様にがん補償を提供し続けるために、がん補償基本特約「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなります。
「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約>抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約

付帯サービス

付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」
-------------	---

よくあるご質問

Q. パートタイマーですが、加入できますか？

A. 団体総合生活保険は加入できません。加入できる範囲は以下のとおりです。

雇用形態	
社員	加入できます
契約社員	
フルタイマー	加入できません
パートタイマー	
冬季タイマー	

※インターネット申込サイトでは、システム上、雇用形態を入力する欄を作ることができないため、パートタイマーの方もお申し込みができます。手続きの数日後、不成立のご連絡が行きますので予めご了承ください。
※自動車保険や火災保険は一般契約として契約できます。（団体扱割引適用外となります）

Q. 更新時に手続きは必要ですか？

A. 団体総合生活保険は、毎年10月1日に自動更新となります。補償内容や住所の変更などがない場合はWebで手続きまたは書類の提出は不要です。
自動車保険、火災保険は各人各様保険期間は異なり、毎年更新手続きが必要です。

Q. 保険期間途中で加入・変更をする場合、加入・変更日はいつになりますか？

A. 紙の申込書の場合、取扱代理店へ加入・変更依頼書が到着した日の翌月1日付となります。ただし、始期日(10月1日)からの加入・変更等のお申込み期間は6月10日～7月23日までとなります。
7月24日～10月末日までの間にお手続きされた場合は、11月1日付での加入・変更となります。ただし、保険期間途中で変更できないお手続きもございますのでご注意ください。詳しくは当センターへお問い合わせください。

加入・変更日

10月1日付	6月10日～7月23日
保険期間途中(毎月1日付)	当センターへ加入・変更依頼書が到着した日の翌月1日付
※11月1日付のみ	7月24日～10月末日

Q. 退職しても継続できますか？

A. はい。退職後もJR北海道グループ退職者として、現職と同じ割引率・保険料のままご継続いただけます。なお、退職時は手続きが必要ですので、ご退職の際は必ず取扱代理店までご連絡をお願いいたします。

Q. エルダーになりました。継続するにあたり手続きは必要ですか？

A. お手続きは必要ありません。引き続き同じ保険料のままご継続いただけます。社員コードは現職のものを引き続き使用するため、変更しません。

Q. 骨折し、ギプスで固定しています。通院保険金の支払いはどうなりますか？

A. 通院された場合、傷害補償プランの通院保険金を通院された日数に応じてお支払いします。また、ギプス等(頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。)で固定した箇所が長管骨(大腿骨や脛骨など、手足を構成する細長い形状の比較的大きな骨)や脊柱、肋骨・胸骨等であった場合には、常時装着した日数を通院した日数に含んで通院保険金をお支払いできる場合があります。(注)手や足の指の固定の場合は、ギプスを常時装着していても通院した日数に含むことができず、実際に通院された日数に応じた保険金のお支払いとなります。

その他よくあるご質問を弊社ホームページに掲載しております。

<https://www.h-jrshoji.jp/insurance-agency/>

JR北海道グループ保険センター

検索



傷害補償

医療補償

がん補償

生命保険

介護補償

所得補償

自動車保険

火災保険

よくあるご質問

お手続き方法

ライフ ステージ

ゴール!

スタート!

念願の
JR北海道に
入社した!

念願の
マイホーム購入

5%
割引!

火災保険

スーパーライト
グリーン保険

「個人賠償責任補償特約」

子供が他人を自転車で
ケガをさせてしまった

家族も増えたと
しもに備えよう!

入社してから退職までの
ライフステージを
すごろく風に!
保険加入の参考に
遊んでみてください!

「がん補償」
がん家系で心配...

スーパーライト
グリーン保険

「携行品特約」

写真を撮る
趣味ができる!
高価なカメラを
壊してしまった...

携行品特約で
補償された!

所得補償

同僚が心の病に...
明日は我が身!
所得補償に加入

親の介護

「ゴルフ保険」

希望の部署へ異動!
先輩に誘われ
ゴルフを始める

そろそろ家族を
増やしたいなあ~

生命保険は
JR北海道
総務部厚生Gで
取扱っている
「団体定期保険」
もあるよ

退職する

旅行保険

今後は旅行に行ったり、
思う存分遊ぶぞ~!

社会人になったら
自分の身は自分で守ろう

ケガと病気の保険

ケガと病気の保険に加入!

火災保険

「借家人賠償」

地方に配属になり
会社の寮に入居!
模様替えで壁を破壊する

「保険継続」

グループ会社に転籍
退職後も保険を
継続できた!

「補償の見直し」

子どもの独立により
補償内容の見直しを行う

介護保険

生命保険

団体扱割引が
あるよ!

せっかく
地方へ来たから
ドライブでも
したいなあ~!

自動車を
購入

自動車保険

20%割引!

夫婦の保険を
考えよう!

配偶者の保険

地震発生!

火災保険で
地震保険を付帯
していたから
補償された!

「火災保険」

北海道あるある!
水道管が凍結

北方領土



40%割引

スーパーライトグリーン保険の特長

日常生活でのケガや法律上の損害賠償責任、携行品の損害等の補償をお好みでご加入できます。

自転車に乗っている際に、他人にぶつかりケガをさせてしまったときも、示談交渉は原則として東京海上日動が行います! (国内での事故に限ります)

「家族型」をお選びの方は、何人家族でも**変わらない保険料**で加入できます!

1.基本補償

例えば、こんな場合に保険金をお支払いします。(国内外問わず対象となります。) 急激かつ偶然な外来の事故または熱中症

部品を搬送中、足に落としてケガ

車両の扉に指が挟まってケガ

駅の階段で転んでケガ

料理中のケガ

乗車中のケガ

乗物にはねられた時のケガ

(国内外)旅行中のケガ

自転車から落ちてケガ

(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットの後記「補償の概要等」をご覧ください。)

2.個人賠償責任(オプション)

子供が他人にケガをさせてしまった

買い物中、商品にぶつかって商品を壊してしまった

風呂の水を止め忘れ水漏れを起こし階下の人に損害を与えた

自転車による加害事故例

約9,520万円の賠償判決!!

判決事例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

義務化が進んでいる自転車の保険もこれで安心ね!

3.携行品(オプション)

例えば、次のような携行中の身の回り品の損害に対し保険金が支払われます。

ゴルフ中、自分のクラブを折ってしまった

テニス中、自分のラケットを折ってしまった

旅行中、カメラを落として壊した

通勤途中でハンドバックを奪われた

主な事故例

	被保険者	治療内容	お支払額	事故内容
主な事故内容	お子様	通院5日	20,000円	カレーを作っていて、包丁で指を切る。
	ご本人	通院3日	10,800円	自宅前を除雪中転倒し、右手首を捻挫。
	ご本人	通院60日	300,000円	真冬、通勤途中に転倒し、腰部骨折。
	ご本人	入院43日	286,200円	スキー中転倒、アキレス腱損傷。
	ご本人	入院2日	6,400円	まな板を落とし、足指を打撲。
	ご本人	入院37日	58,200円	階段で転倒し、腰部打撲。
賠償	ご本人	通院3日	10,800円	車のドアに指をはさんだ。
	ご本人	入院41日	315,000円	バレーボール中、靭帯損傷。
	ご本人	ガラス修理	8,900円	知人宅の玄関前でつまずき、ドアのガラスを破損。
	ご本人	建具等修理費	44,150円	訪問先で転倒した際、ふすま及びドア破損。
	ご本人	車の修理費	37,293円	ボールを暴投し、走行中の車に当たり破損。

傷害(ケガ・熱中症)補償

補償内容	補償対象	補償金額
傷害(ケガ・熱中症)補償	ご本人、ご家族	100万円
個人賠償責任(オプション)	ご本人	1億円
携行品(オプション)	ご本人	100万円
自転車保険(オプション)	ご本人	100万円
火災保険(オプション)	ご本人	100万円
その他	ご本人	100万円

スーパーライトグリーン保険のオプション「個人賠償責任補償特約」「携行品特約」「ホールインワン・アルパイトロス費用」は、必ず傷害補償基本セットへのご加入が必要です。

傷害補償
医療補償
がん補償
生命保険
介護補償
所得補償
自動車保険
火災保険
よくあるご質問
お手続き方法



40%割引

特徴 2つの告知でお申込みできます！

①現在病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

②過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

医療補償

※新規でのご加入は、令和7年10月1日現在で満69歳までの方が対象になります。
※更新は令和7年10月1日現在で満89歳までの方が対象になります。

[補償内容・保険金額]

		3,000円 コース	5,000円 コース	8,000円 コース	10,000円 コース	12,000円 コース
		S1/ W1 (女性専用)	S2/ W2 (女性専用)	S3/ W3 (女性専用)	S4/ W4 (女性専用)	S5
疾病入院 保険金日額 初日から補償	病気で入院したとき 1回の入院で 180日限度	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円	1日につき 12,000円
疾病手術 重大手術 ^(※1) ^(※3)	重大手術	120,000円	200,000円	320,000円	400,000円	480,000円
	重大手術以外の 入院中の手術	60,000円	100,000円	160,000円	200,000円	240,000円
	上記以外の手術	15,000円	25,000円	40,000円	50,000円	60,000円
放射線治療 保険金額 ^(※4)	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。	60,000円	100,000円	160,000円	200,000円	240,000円
退院後通院 保険金日額 ^(※5) 初日から補償	病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに、保険金をお支払いします。	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円

女性専用プラン W1～W4 のみの補償		W1 (女性専用)	W2 (女性専用)	W3 (女性専用)	W4 (女性専用)
女性入院 保険金日額 初日から補償	一般に女性が罹患しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖尿病等所定の病気で入院したとき 1回の入院で180日限度	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円
女性形成治療 保険金額	病気やケガのため、乳房切除術等、所定の手術を受けたときに、保険金をお支払いします。	60,000円 (手術の種類により 120,000円)	100,000円 (手術の種類により 200,000円)	160,000円 (手術の種類により 320,000円)	200,000円 (手術の種類により 400,000円)

オプション(医療補償)

オプション名	X	Y
補償内容	三大疾病・重度傷害一時金	総合先進医療・総合先進医療一時金
保険金額	50万円 (三大疾病のみ ^(※6))	基本 保険金額 500万円 一時金 10万円
補償内容	がん と診断確定されたとき ^(※7) 、または 急性心筋梗塞・脳卒中 となり、入院したときに、保険金をお支払いします。 ^(※8) ※「三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)」をセットしておりますので、一時金を三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に限定してお支払いします。	病気やケガで 先進医療^(※9) を受けたときに、保険金をお支払いします。

65%以上の方がつけています！
※令和6年12月末時点



がん補償(次ページ)とセットでのご加入がお勧めです！

保険金のお支払い例(スーパー医療 W4タイプ、がん補償 Gタイプ加入の場合)

乳がんと診断され、入院・手術。入院中に手術(乳房部分切除術)を受け、5日間入院した。

- がん補償 診断保険金 = 1,000,000円
- スーパー医療保険 疾病入院保険金 10,000円×5日 = 50,000円
- スーパー医療保険 女性入院保険金 10,000円×5日 = 50,000円
- スーパー医療保険 疾病手術保険金 = 400,000円
- スーパー医療保険 女性形成治療保険金 = 400,000円

お支払い合計額
1,900,000円



[月払保険料]

保険期間:1年間
※ご加入は1口のみです。

	3,000円コース		5,000円コース		8,000円コース		10,000円コース		12,000円コース	三大疾病 X	先進医療 Y
	S1	W1	S2	W2	S3	W3	S4	W4	S5		
0～4歳	250円	290円	400円	460円	630円	730円	780円	910円	940円	70円	
5～9歳	170円	210円	280円	340円	440円	540円	540円	670円	650円	70円	
10～14歳	160円	200円	250円	320円	390円	490円	490円	620円	590円	90円	
15～19歳	190円	250円	300円	400円	480円	640円	590円	790円	710円	80円	
20～24歳	280円	400円	470円	680円	730円	1,060円	900円	1,310円	1,080円	60円	
25～29歳	310円	500円	510円	830円	800円	1,320円	990円	1,640円	1,190円	120円	
30～34歳	340円	570円	570円	950円	880円	1,490円	1,080円	1,840円	1,310円	180円	
35～39歳	360円	550円	600円	920円	940円	1,460円	1,160円	1,810円	1,390円	270円	
40～44歳	410円	610円	670円	1,000円	1,050円	1,570円	1,290円	1,940円	1,560円	370円	
45～49歳	550円	800円	910円	1,330円	1,430円	2,100円	1,750円	2,590円	2,100円	520円	
50～54歳	730円	1,050円	1,200円	1,740円	1,870円	2,730円	2,290円	3,370円	2,760円	690円	
55～59歳	1,060円	1,510円	1,750円	2,490円	2,740円	3,930円	3,350円	4,840円	4,020円	960円	
60～64歳	1,600円	2,220円	2,630円	3,660円	4,120円	5,770円	5,040円	7,100円	6,060円	1,350円	
65～69歳	2,260円	3,160円	3,700円	5,190円	5,780円	8,170円	7,040円	10,030円	8,490円	1,860円	
70～74歳	3,280円	4,720円	5,360円	7,760円	8,330円	12,160円	10,090円	14,880円	12,170円	2,680円	
75～79歳	4,260円	6,400円	6,960円	10,520円	10,790円	16,480円	13,050円	20,170円	15,740円	3,150円	
80～84歳	5,070円	7,880円	8,300円	12,980円	12,920円	20,410円	15,700円	25,060円	18,940円	3,910円	
85～89歳	5,160円	8,630円	8,450円	14,230円	13,160円	22,400円	16,000円	27,550円	19,300円	4,550円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢)によって異なります。
(※1) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^(※2)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
(※2) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
(※3) 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
(※4) 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
(※5) 1回の入院後の通院について90日を限度とします。
(※6) 三大疾病・重度傷害一時金を三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に限定してお支払いします。
(※7) 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがん(りかん)したことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆ・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。
(※8) 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。
(※9) 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。一時金は総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については後記「補償の概要等」をご確認ください。
※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年5月現在)

傷害補償

医療補償

がん補償

生命保険

介護補償

所得補償

自動車保険

火災保険

よくある質問

お手続き方法

がん補償

40%割引

がん治療の流れ[例]

がん検診
健康診断

診断
の
確定

治療法
の
選択

治療

経過観察
日常生活
への復帰

2人に1人が、**がん**と**診断**される時代、
がん治療は時代とともに変化しています。

GK プラン

再発・転移に加え、
入院・手術や
抗がん剤治療費用も
補償対象！

再発・
転移

がんは再発するリスクもあります。再発時の治療に
対する備えや一時金を準備しておく心安心です。

【出典】新日本保険新聞社「2020
年12月版 こんなにかかる
医療費」より当社作成

部位ごとの
がん再発率

肝がん
術後3年以内

43%

乳がん
術後10年以内

22%

胃がん
II期術後3年以内

13%

肺がん
II期術後3年以内

11%

抗がん剤

がんの治療の多くは3大治療
(手術・放射線治療・抗がん剤治療)を受けます。
また、緩和療養も並行して進めます。

がんに罹患した人が受けた治療(治療終了者のみ、複数回答あり)

98%が3大治療いずれかを受療！

手術83%

抗がん剤治療44%

放射線治療23%

緩和療養36%

【出典】
「がん治療に関する
調査」当社調べ
(2021年1月)

特に抗がん剤治療は治療期間が
長期化する傾向にあります。

抗がん剤・ホルモン剤治療を受けた期間(治療終了者のみ)

治療期間が
1年以上の
割合は
48%

2年以上29%

6か月未満21%

6か月～
1年未満31%

1年～2年未満19%

抗がん剤治療を
受けた場合の
治療期間は平均
20.8か月

補償内容

	Gタイプ	GKタイプ	おすすめ
がん と診断 されたら…	100万円	100万円	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず保険金(一時金)としてお支払いします。
がんが 再発・転移 したら…	—	100万円	がんが所定の治療 ^(※1) を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 (※1)所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
抗がん剤 治療が必要になったら…	—	月10万円	がんが抗がん剤治療 ^(※2) を受けたときに保険金をお支払いします。 (※2)対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。 また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
がん で入院 したら…	—	1日当たり7,000円	がんが入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術 ^(※3) をしたときに保険金をお支払いします。 (※3)時期を同じくして ^(※4) 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 (※4)「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん で手術 したら…	—	入院日額の10倍～40倍 ※手術の種類による	

保険料表

月払保険料	Gタイプ	GKタイプ
保険期間:1年間 ※ご加入口数は1口のみです。 ※保険料は男女同一です。		
0～4歳	50円	110円
5～9歳	50円	130円
10～14歳	80円	170円
15～19歳	60円	150円
20～24歳	30円	170円
25～29歳	150円	370円
30～34歳	270円	660円
35～39歳	500円	1,190円
40～44歳	700円	1,810円
45～49歳	980円	2,620円
50～54歳	1,220円	3,590円
55～59歳	1,630円	5,140円
60～64歳	2,520円	7,660円
65～69歳	3,380円	10,430円
70～74歳	4,910円	14,140円
75～79歳	5,530円	16,460円
80～84歳	6,730円	18,590円
85～89歳	7,690円	19,270円

団体割引
40%だから
この安さ！

39歳でも
たったの
1,190円?!

※割引率の内訳は1ページ特徴2をご参照ください。
※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年5月現在)
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢^(※5)によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^(※5)が、満89歳以下の方に限ります。
※保険金をお支払いする主な場合については、P32「補償の概要等」をご確認ください。
(※5)団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

傷害補償

医療補償

がん補償

生命保険

介護補償

所得補償

自動車保険

火災保険

よくある質問

お手続き方法

11

12

JR北海道グループの皆さまへ

短期入院にも長期入院にも備える！あんしん生命の医療保険

「**メディカルKit NEO** スタンダードプラン」

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)【無配当】
1入院60日型、手術給付金および放射線治療給付金の
給付倍率の型:Ⅲ型/入院一時給付金特約:10万円/
3大疾病入院支払日数無制限特約

あんしんセエメエ



特長 **1** 日帰り入院でも主契約とは別に **10万円お受け取り** いただけます。

入院一時給付金特約

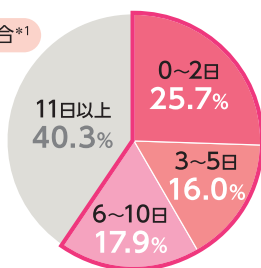
入院をされたとき、主契約の入院給付金とは別に入院一時給付金をお受け取りいただけます。

ご存じですか？

入院した方の約60%が**10日以内**に退院しています。



▶入院日数の割合*1



5日未満の入院をした場合の自己負担額は、**平均10.1万円！***2

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

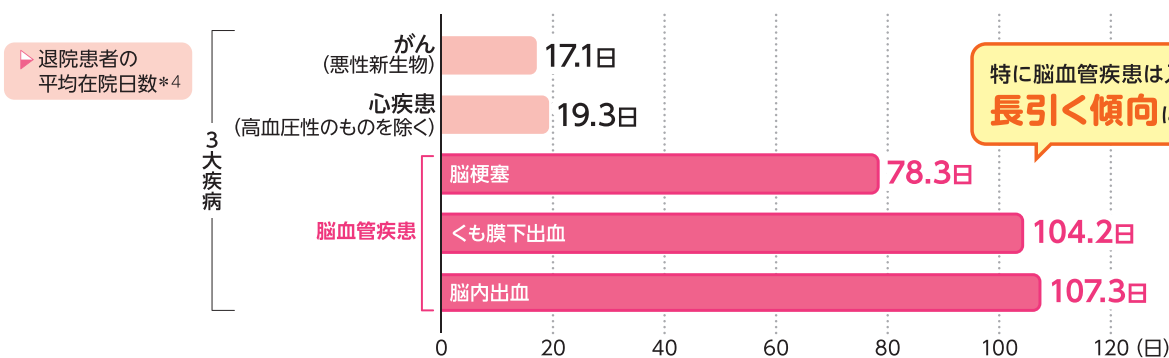
特長 **2** 3大疾病の入院は **支払日数無制限！**

3大疾病入院支払日数無制限特約

3大疾病(がん、心疾患*3、脳血管疾患)の治療のための入院は、支払日数無制限で保障します。

ご存じですか？

入院は短期化の傾向にありますが、**3大疾病の入院は長期化**することがあります。



特に脳血管疾患は入院が**長引く傾向**にあります。

特長 **3** **重い手術**の場合は**より手厚く保障！**

手術の種類により入院給付金日額の**5倍、10倍、20倍、40倍**

公的医療保険対象の手術・放射線治療を約1,000種類カバー！開頭手術等、重い手術の場合は、より手厚くお支払いします。

*1 出典：厚生労働省「平成 29 年 患者調査」より東京海上日動あんしん生命にて作成
※単胎自然分娩/その他の妊娠、分娩及び産じよくを除く

*2 出典：(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」
※治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の

交通費も含む)や衣類、日用品等を含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

*3 「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

*4 出典：厚生労働省「平成 29 年 患者調査」

「あんしんセエメエ」は東京海上日動あんしん生命の公式キャラクターです。

メディカルKit NEO スタンダードプラン 保障内容

契約年齢 0歳～75歳

保険期間：終身

主契約	入院 日帰り入院から保障！	どんなとき 疾病入院給付金 災害入院給付金 病気やケガで所定の入院をされたとき 1回の入院につき60日限度／ 保険期間を通じて1,095日	日額10,000円の場合	日額5,000円の場合
			1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
手術 放射線治療 約1,000種類の手術をカバー！		手術給付金 放射線治療給付金 公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき*1 ※お支払いの対象外となる手術・放射線治療やお支払回数に制限がある場合があります。 【手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型】	手術の種類により1回につき 40・20・10・5万円 放射線治療1回につき 10万円	手術の種類により1回につき 20・10・5・2.5万円 放射線治療1回につき 5万円

＋ **短期入院**でも、まとまった給付金が受け取れるオプション

オプション(特約)	入院一時給付金特約 病気やケガで所定の入院をされたとき*2 病気・ケガそれぞれ 保険期間を通じて100回を限度	1回の入院につき 10万円

3大疾病による**長期入院**に備えるオプション

オプション(特約)	3大疾病入院支払日数無制限特約 特定疾病入院給付金 3大疾病で所定の入院をされ、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1回の入院または通算の支払限度日数に達したとき 3大疾病 がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患*3、脳血管疾患	特定疾病入院給付金を 日数無制限 でお支払い

入院一時給付金特約のお受取りイメージ

(主契約の入院給付金日額:1万円、特約の入院一時給付金額:10万円の場合)

5日間入院した場合の例

主契約に**プラスして10万円！**



入院日数	お受取総額
5日	15万円
10日	20万円
15日	25万円

月払保険料例

保険期間・保険料払込期間:終身/口座振替扱・団体扱B/
1入院60日型/手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型/
死亡保険金の給付倍率:0倍/入院一時給付金特約:10万円/
3大疾病入院支払日数無制限特約 付加/特定疾病保険料払込免除特則 付加なし

男性	入院給付金日額		女性	入院給付金日額	
ご契約年齢	10,000円	5,000円	ご契約年齢	10,000円	5,000円
20歳	3,120円	1,965円	20歳	3,560円	2,225円
30歳	4,150円	2,580円	30歳	4,190円	2,600円
40歳	5,650円	3,500円	40歳	4,960円	3,025円
50歳	8,180円	5,015円	50歳	6,690円	4,040円
60歳	12,390円	7,480円	60歳	9,790円	5,840円

2022年8月2日現在

さらに、さまざまなオプションをお客様のニーズにあわせてお選びいただけます。

通院特約	先進医療特約	がん診断特約	悪性新生物初回診断特約	抗がん剤治療特約	がん特定治療保障特約	特定治療支援特約	女性疾病保障特約	重度5疾病・障害・重度介護保障特約	死亡保障	特定疾病保険料払込免除特則	等
------	--------	--------	-------------	----------	------------	----------	----------	-------------------	------	---------------	---

【解約について】解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則のみの解約はできません。

*1 放射線治療は60日間に1回を給付限度とします。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。

*2 疾病入院一時給付金および災害入院一時給付金は、1回の入院に対して重複してお支払いしません。

*3 「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

このチラシは「メディカルKit NEO」の概要についてご説明しております。その他の保障や詳細は「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【取扱者/代理店】

JR北海道グループ保険センター
株式会社北海道ジェイ・アール商事 保険事業部

【引受保険会社】



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

2504-KL08-H0011 C76-10308 新202207

傷害補償

医療補償

がん補償

生命保険

介護補償

所得補償

自動車保険

火災保険

よくある質問

お手続き方法



40%割引

保険の対象となる方(被保険者)が、国の公的介護保険制度に基づく
要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金をお支払いします。



介護は突然始まる「介護」への備え、大丈夫ですか？

特殊寝台(介護ベッド)
■ 16～61万円
※機能により金額は異なる

ホームヘルパー
■ 平均：月々5.2万円

車いす
■ 自走式……5～21万円
■ 電動式……30～67万円

リフォーム(手すり等)
■ 廊下・階段・浴室用等…2万円～
※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

介護施設
■ 平均：月々13.8万円

出典：生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査、(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態になる原因は？

介護の原因は加齢によるものだけでなく、骨折・転倒で要介護状態になることも…

【介護が必要になった原因】

原因	割合
認知症	16.6%
脳血管疾患(脳卒中等)	16.1%
骨折・転倒	13.9%
高齢による衰弱	13.2%
関節疾患	10.2%
心疾患(心臓病)	5.1%
その他の原因・不詳	24.9%

[出典] 厚生労働省「国民生活基礎調査」／2022年

介護にかかる期間・費用は？

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

【介護期間の割合】

期間	割合
不明	3.0%
10年以上	17.6%
4年～10年未満	31.5%
3年～4年未満	15.1%
2～3年未満	12.3%
1～2年未満	10.5%
6か月～1年未満	6.1%
6か月未満	3.9%

平均 5年1か月
3年以上が約6割を占めます。

【介護にかかる費用】

項目	平均
一時的にかかる費用(介護ベッドの購入など)	74万円
毎月かかる費用	8.3万円

[出典] 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／2021(令和3)年度

介護費用の平均は…？

490万円

私は、家族に極力負担をかけたくないから介護施設などに入るとなると費用を準備しておかないとイカンな。

介護補償には、「一時金払」と「年金払」の2種類あり、両方で加入いただけます。
「一時金払」から「年金払」(またはその反対)へ変更したい場合は、一度解約し、再度告知・申込をすることで変更することができます。



毎年100万円
最大10年間受け取れます

一時金払いタイプ
(公的介護保険連動型(要介護3))



年金払いタイプ

【要介護3】認定

保険金 300万円 お受取り
(K300タイプの場合)

【要介護3】認定

途中で死亡した場合は保険金のお支払いは終了します。

年目	保険金年額
1年目	100万円
2年目	100万円
3年目	100万円
10年目	100万円

一時金払いタイプの月払保険料

個人型			
タイプ名	K100タイプ	K200タイプ	K300タイプ
保険金額	100万円	200万円	300万円
40～44歳	20円	40円	60円
45～49歳	30円	50円	80円
50～54歳	30円	70円	100円
55～59歳	50円	100円	150円
60～64歳	110円	220円	320円
65～69歳	310円	620円	920円
70～74歳	680円	1,360円	2,040円
75～79歳	1,580円	3,150円	4,730円
80～84歳	3,000円	6,000円	9,000円

保険期間：1年間
※ご加入口数は1口のみです。

年金払いタイプの月払保険料

個人型			
加入プラン	N100タイプ	年金払保険金額	100万円
性別	男性	女性	
40～44歳	100円	80円	
45～49歳	110円	100円	
50～54歳	160円	140円	
55～59歳	220円	200円	
60～64歳	480円	430円	
65～69歳	1,200円	1,470円	
70～74歳	2,250円	3,340円	
75～79歳	5,160円	7,810円	
80～84歳 更新のみ	9,030円	14,150円	

保険期間：1年間
※ご加入口数は1口のみです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

※割引率の内訳は1ページ特徴2をご参照ください。
※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。
※本保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(令和7年5月現在)
※一時金払いタイプの保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^(※1)が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。
※年金払いタイプの保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^(※1)が、満40歳以上満79歳以下^(※2)の方に限ります。
(※1) 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。
(※2) 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。
<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>
※てん補期間^(※3)中の保険金支払基準日^(※4)時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^(※3)中の保険金支払基準日^(※4)に、再度要介護状態^(※5)に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^(※3)は1回目の保険金支払基準日^(※4)から通算した期間となります。(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^(※5)に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)
※てん補期間^(※3)中に死亡した後の保険金支払基準日^(※4)においては、保険金をお支払いしません。
(※3) 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^(※4)まで)をいいます。
(※4) 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^(※5)に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
(※5) 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

所得補償



40%割引

でも安心！

ケガや病気により
就業不能になった場合を
補償します！



もし、ケガや病気で働けなくなったら…

こんな負担の心配が

ご自身の医療費

病院

普段の生活にかかる費用

スーパー

切りつめられない住宅ローン・家賃

お子さまの教育費用

学校

所得補償の特長

ケガや病気によって就業不能となったときの収入減をカバーします！

業務中や旅行でのケガや病気で働けなくなった場合も対象！

精神障害によって働けなくなった場合も補償！^(※2)

入院はもちろん、自宅療養^(注1)中でも就業不能^(注2)の場合も補償！

最長1年間補償します！

(注1) 対象となる自宅療養は医師の指示に基づくものに限り、家事従事者の方については、自宅療養中は補償の対象となりません。(家事従事者補償特約をセットしたコース)

(注2) アルコール依存、薬物依存による精神障害等一部の精神障害は対象外となります。詳細はP34をご確認ください。

保険金のお支払方法

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中にケガまたは病気を被り、その直接の結果として免責期間^(※1)を超えて就業不能となった場合に、被保険者が被る損失に対して保険金を支払います。^(※2)

(※1) 保険金をお支払いしない期間をいいます。

(※2) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

C15に加入の場合

保険期間1年、てん補期間^(※1)1年、支払対象外(免責)期間7日

(※1) てん補期間とは、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間のことをいいます。

(※2) 保険期間中に開始した就業不能がこの保険のお支払対象となります。

(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

就業不能発生^(※2)

支払対象外期間(7日)

就業不能期間(保険金をお支払いする期間)^(※3)

復職

てん補期間(1年)

被保険者が継続して就業不能である期間

月額

月額

月額

*就業不能期間が1か月以上続く場合は、1か月ごとに保険金をお支払いすることができます。

お支払例

保険金額(月額)15万円 C15に加入の場合

被保険者が3月25日から12月12日まで(8か月19日間)入院した(支払対象外期間7日)

保険金をお支払いする期間 → 8か月19日間－7日間(支払対象外期間)＝8か月と12日間

お支払いする保険金 → (15万円(月額)×8か月)+(15万円(月額)×12/30日) お支払金額 126万円

(注1) 保険金額が平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

(注2) お支払いする保険金等の詳細はP34の保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合をご参照ください。

*上記は保険会社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



保険金額(月額)・月払保険料 保険期間1年、てん補期間1年 ※割引率の内訳は1ページ特徴2をご参照ください。精神障害補償特約(ハ)セット											
社員本人・OB(有職者の方)						※ご加入口数は1口のみです。					
支払対象外期間4日コース						支払対象外期間4日／入院時支払対象外期間0日コース (入院による就業不能時追加補償特約セット)					
加入プラン	A5	A10	A15	A20	A25	加入プラン	B5	B10	B15	B20	B25
保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
15～19歳	220円	440円	660円	880円	1,100円	15～19歳	270円	540円	810円	1,080円	1,350円
20～24歳	320円	640円	960円	1,280円	1,600円	20～24歳	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円
25～29歳	360円	720円	1,080円	1,440円	1,800円	25～29歳	440円	880円	1,320円	1,760円	2,200円
30～34歳	440円	880円	1,320円	1,760円	2,200円	30～34歳	520円	1,030円	1,550円	2,060円	2,580円
35～39歳	550円	1,090円	1,640円	2,180円	2,730円	35～39歳	620円	1,240円	1,860円	2,480円	3,100円
40～44歳	680円	1,350円	2,030円	2,700円	3,380円	40～44歳	750円	1,500円	2,250円	3,000円	3,750円
45～49歳	800円	1,590円	2,390円	3,180円	3,980円	45～49歳	890円	1,780円	2,670円	3,560円	4,450円
50～54歳	920円	1,840円	2,760円	3,680円	4,600円	50～54歳	1,040円	2,070円	3,110円	4,140円	5,180円
55～59歳	970円	1,940円	2,910円	3,880円	4,850円	55～59歳	1,110円	2,210円	3,320円	4,420円	5,530円
60～64歳	1,010円	2,020円	3,030円	4,040円	5,050円	60～64歳	1,160円	2,320円	3,480円	4,640円	5,800円
65～69歳	1,530円	3,060円	4,590円	6,120円	7,650円	65～69歳	1,760円	3,520円	5,280円	7,040円	8,800円
70～74歳 ^{更新のみ}	2,070円	4,130円	6,200円	8,260円	10,330円	70～74歳 ^{更新のみ}	2,370円	4,740円	7,110円	9,480円	11,850円
75～79歳 ^{更新のみ}	3,160円	6,320円	9,480円	12,640円	15,800円	75～79歳 ^{更新のみ}	3,630円	7,260円	10,890円	14,520円	18,150円
80～89歳 ^{更新のみ}	4,300円	8,600円	12,900円	17,200円	21,500円	80～89歳 ^{更新のみ}	4,950円	9,890円	14,840円	19,780円	24,730円

社員本人・OB(有職者の方) ※ご加入口数は1口のみです。											
支払い対象外期間7日コース						支払対象外期間7日／入院時支払対象外期間0日コース (入院による就業不能時追加補償特約セット)					
加入プラン	C5	C10	C15	C20	C25	加入プラン	D5	D10	D15	D20	D25
保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
15～19歳	190円	380円	570円	760円	950円	15～19歳	240円	480円	720円	960円	1,200円
20～24歳	280円	550円	830円	1,100円	1,380円	20～24歳	350円	700円	1,050円	1,400円	1,750円
25～29歳	310円	620円	930円	1,240円	1,550円	25～29歳	400円	790円	1,190円	1,580円	1,980円
30～34歳	390円	770円	1,160円	1,540円	1,930円	30～34歳	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
35～39歳	490円	970円	1,460円	1,940円	2,430円	35～39歳	580円	1,150円	1,730円	2,300円	2,880円
40～44歳	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	40～44歳	720円	1,440円	2,160円	2,880円	3,600円
45～49歳	720円	1,440円	2,160円	2,880円	3,600円	45～49歳	870円	1,730円	2,600円	3,460円	4,330円
50～54歳	840円	1,670円	2,510円	3,340円	4,180円	50～54歳	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
55～59歳	880円	1,760円	2,640円	3,520円	4,400円	55～59歳	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円
60～64歳	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円	60～64歳	1,110円	2,220円	3,330円	4,440円	5,550円
65～69歳	1,410円	2,810円	4,220円	5,620円	7,030円	65～69歳	1,690円	3,370円	5,060円	6,740円	8,430円
70～74歳 ^{更新のみ}	1,890円	3,780円	5,670円	7,560円	9,450円	70～74歳 ^{更新のみ}	2,270円	4,540円	6,810円	9,080円	11,350円
75～79歳 ^{更新のみ}	2,900円	5,800円	8,700円	11,600円	14,500円	75～79歳 ^{更新のみ}	3,480円	6,960円	10,440円	13,920円	17,400円
80～89歳 ^{更新のみ}	3,950円	7,890円	11,840円	15,780円	19,730円	80～89歳 ^{更新のみ}	4,740円	9,470円	14,210円	18,940円	23,680円

家事従事者 ※ご加入口数は1口のみです。							
支払対象外期間4日コース(家事従事者)				支払対象外期間7日コース(家事従事者)			
加入プラン	K5	K10	K15	加入プラン	L5	L10	L15
保険金額	5万円	10万円	15万円	保険金額	5万円	10万円	15万円
15～19歳	120円	240円	360円	15～19歳	110円	210円	320円
20～24歳	180円	350円	530円	20～24歳	160円	310円	470円
25～29歳	200円	400円	600円	25～29歳	180円	350円	530円
30～34歳	250円	490円	740円	30～34歳	220円	430円	650円
35～39歳	310円	610円	920円	35～39歳	270円	540円	810円
40～44歳	380円	750円	1,130円	40～44歳	340円	670円	1,010円
45～49歳	440円	880円	1,320円	45～49歳	400円	800円	1,200円
50～54歳	510円	1,020円	1,530円	50～54歳	470円	930円	1,400円
55～59歳	540円	1,080円	1,620円	55～59歳	490円	980円	1,470円
60～64歳	560円	1,120円	1,680円	60～64歳	520円	1,030円	1,550円
65～69歳	860円	1,710円	2,570円	65～69歳	780円	1,560円	2,340円
70～74歳 ^{更新のみ}	1,150円	2,300円	3,450円	70～74歳 ^{更新のみ}	1,060円	2,110円	3,170円
75～79歳 ^{更新のみ}	1,760円	3,520円	5,280円	75～79歳 ^{更新のみ}	1,620円	3,230円	4,850円
80～89歳 ^{更新のみ}	2,400円	4,790円	7,190円	80～89歳 ^{更新のみ}	2,200円	4,390円	6,590円

(注1) 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種や団体契約の始期日時時点の満年齢によります。
(注2) 保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満15歳以上の方に限ります。70歳以上は更新のみとなります。年齢は団体契約の始期日時時点の満年齢とします。
(注3) ご契約更新時は、更新後の団体契約の始期日時時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
(注4) 保険料の算定は加入者数や保険料率等によりますので、毎年変動する場合があります。
(注5) 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年5月現在)
※所得補償保険金額は、平均月間所得額^(※1)の範囲内で設定してください。平均月間所得額^(※1)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
※表示の保険料は、基本級別2級(鉄道関係従事者)の方と家事従事者を対象としたものです。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります)。それ以外の方は、JR北海道グループ保険センターまでご連絡ください。
(※1) 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^(※2)の平均月額をいいます(ただし、家事従事者特約がセットされたタイプは、183,000円となります。)
(※2) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
・「社員本人・OB(有職者の方)」の保険料表は基本級別2級を、「家事従事者」の保険料表は基本級別1級(家事従事者特約セット)を適用しています。

17

18

傷害補償

医療補償

がん補償

生命保険

介護補償

所得補償

自動車保険

火災保険

よくある質問

お手続き方法

団体扱 自動車保険



団体扱自動車保険の特長 万が一の自動車事故をお得に備えましょう!

JR北海道グループ ならではの 割引となります!



現在のノンフリート等級も継承されます(一部の共済を除く)。

退職後も割引適用!

保険契約者の範囲

JR北海道グループの
社員・OB



ご家族のお車も割引対象!

記名被保険者と車両の所有者は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族(別居の扶養親族を含みます。)のお車の場合にご契約いただけます。

※記名被保険者とは、
契約自動車を主に
使用される方のこと
を言います。



JR北海道グループの 団体扱自動車保険なら

メリットが たくさん!



保険料支払いはキャッシュレス!

■ 給与控除のため、お手続き時に現金のご用意は不要です。
■ OBの方はご指定の口座から振替となります。

さらに

団体扱
割引

20%適用

※団体扱割引20%は保険始期が令和6年11月1日～令和7年10月31日ご契約に適用されます。
割引率は団体の損害率等により毎年見直されます。

自動車保険を団体扱で契約するとこんなにお得!

比較してください!!

(基準日:令和7年4月1日現在)

ご契約例	東京海上日動の 一般契約	東京海上日動の 団体扱契約	差額
分割払月	9,120円	6,960円	2,160円
年間	109,440円	83,520円	25,920円

■トータルアシスト自動車保険の保険料例

【ご契約条件】保険期間:1年間、ノンフリート等級:12等級(割引50%)、事故有係数適用期間:0年、お車の用途:車種:自家用小型乗用車、車名:アクア、型式:NHP10、料率クラス(車両7、対人9、対物9、傷害9)、初度登録年月:令和3年5月、新車割引有、お車の使用目的:日常レジャー使用、年齢条件:35歳以上補償、(記名被保険者年齢区分:40歳以上50歳未満)記名被保険者の免許証の種類(色):ゴールド、対人賠償責任保険:無制限、対物賠償責任保険:無制限、人身傷害保険:3,000万円(傷害一時費用保険金10万円)、人身傷害乗用具事故補償特約、車両保険135万円(一般条件、免責金額1回目5万円 2回目以降10万円)、車両新価保険特約(協定新価保険金額190万円)、弁護士費用特約(自動車事故型)、レンタカー費用の補償日額に関する特約:上限日額7,000円 ※補償内容には、自動セットされる特約も含まれていますが、記載は省いている特約もあります。

＜団体扱の対象となる方＞ご契約者はJR北海道グループに勤務し、JR北海道グループから毎月給与の支払いを受けている方(在籍出向者、職域労働組合または職域共済組織の事業に従事している方を含みます。)、退職派遣者および退職者に限ります。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者、ご契約者の配偶者^(*)、ご契約者またはその配偶者^(*)の同居の親族、ご契約者またはその配偶者^(*)の別居の扶養親族のいずれかの場合に、ご契約いただけます。

(*)配偶者の定義についての詳細は、「重要事項説明書」をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

＜団体扱に関するご注意＞退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、資本関係の変更により系列会社でなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

こちらは自動車保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」は東京海上日動のホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」のペットネームです。



皆様の安全のために、ぜひ付けていただきたい特約です!

ドライブエージェントパーソナル

✓ 事故で強い衝撃を受けた際、自動発報装置が発動し、事故受付センター(救急応対担当・提携企業の(株)プレミア・エイド)がGPS機能を利用して救急車の要請を行います。

✓ 乗車中の体調の急変や他車から危険な運転行為を受けたケース等のトラブル発生時に、ボタンを3秒以内に4回以上押すことでオペレーターに接続され、適切なアドバイスを受けることができます!※2

前方はバッチリ!
前方1カメラ型
月額620円で安心!!
保険期間1年、団体扱契約の場合

さらに車内も撮影可能!
2カメラ一体型
月額810円で安心!!
保険期間1年、団体扱契約の場合



JR北海道グループでは
現在492件以上のご利用を
いただいております!
※令和7年1月末現在

お客様のいざを
お守りする多機能な
ドライブレコーダーです!



まずはお気軽にお問い合わせください!

お見積りフロー

下記2点を当保険センターへご送付ください!

① 下記該当するものどちらか

既に自動車保険にご加入中の方

☒ ご加入中の保険証券(写)

お車を新たにご購入予定の方

☒ 車検証(写)

※車検証がまだできて上がっていない場合でも、お車の「型式」「初度登録年月」をご連絡いただければ、概算のお見積りが可能です。

② 本パンフレットP24

送付方法 ※①②を写真に写して添付願います。

FAX 011-805-0048

JRFAX 021-3059

E-mail hoken@h-jrshoji.co.jp

LINE LINEも可能です。詳しくはP24へ

E-mail



試算の完了後、「お見積り依頼書」記載の電話番号にご連絡を差し上げ、お客様にぴったりの自動車保険のご提案をさせていただきます。

(※1)「運転中に急に体調が悪くなったとき」、「他車からの危険運転に遭遇したとき」、「事故が発生したが衝撃が小さく発報しなかったとき」にご利用いただけます。その他のトラブルには対応できません。

(※2)お客様から警察に通報できない、現に切迫した危機がある等のやむを得ない場合、必要に応じて提携企業(プレミア・エイド社)から代理で110番通報を行います。

※適用できる特約等には一定の条件がある場合があります。



団体扱火災保険の特長



団体扱大口割引

5%適用

※ただし、地震保険には適用されません。



保険料の
分割割増なし※
(※)団体扱は、分割払による割増がありません。

主な対象の物件

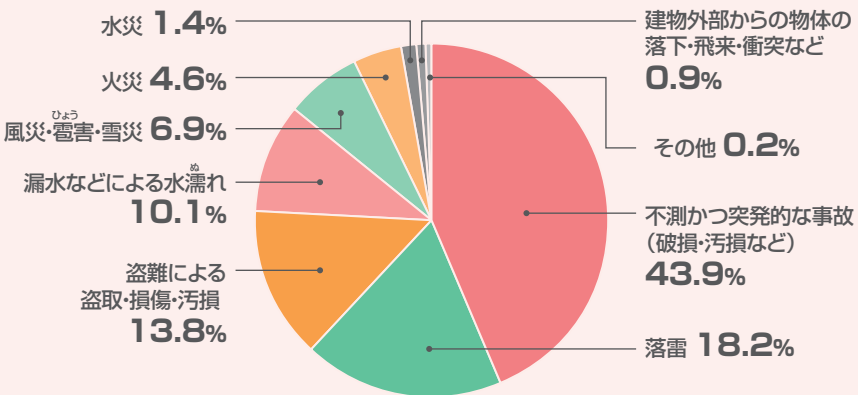
- 戸建
- 社宅
- マンション
- 寮
- アパート



火災以外の事故が多いことをご存知ですか？

家財の事故件数を見てみると、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)、落雷、盗難、水濡れなどの火災以外の事故が事故件数内訳の上位に。家財を守るためには、火災の補償だけでなく幅広い備えが大切です。

■家財の事故件数内訳 (2017年度個人用火災総合保険家財の保険金支払実績より)



※家財の事故件数内訳には地震保険の保険金支払実績(事故件数)は含まれません。

事故件数ランキング

2018年度
個人用火災総合保険 保険金支払実績より

- 第1位 水災・風災・雪災など
- 第2位 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)
- 第3位 漏水などによる水濡れ
- 第4位 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
- 第5位 落雷
- 第6位 盗難による盗取・損傷・汚損
- 第7位 火災

※ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数)は含まれません。

万一のとき、家財の損害は意外と高額になります！



居間で火災が発生。幸いボヤで済んだものの、消火のための放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しに…！



ゲリラ豪雨に伴い落雷が発生。過電流によりパソコンやテレビ、冷蔵庫などの家電製品が故障してしまった！



空き巣ねらいの被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグなどを盗まれたうえ、液晶テレビを壊された！

お見積り方法

**賃貸や持ち家(戸建等)にお住まいの方も加入できます！
ぜひお見積りください！**

P24「火災保険お問い合わせ」ページをご参照ください。

ご都合の良い方法でご依頼ください。ご要望に沿って、お見積り内容についてご案内いたします。

★JR北海道の火災保険(積立型火災保険を除きます。)の団体扱制度は、福利厚生制度の一環として団体扱大口割引率が適用され、一般のご契約より割安な保険料でご加入することができます。団体扱大口割引率は団体扱火災保険の「ご契約件数」に応じて毎年算出され変動する場合があります。団体扱大口割引5%は、保険始期が令和7年10月1日～令和8年9月30日のご契約に適用されます。

★団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者などが損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、JR北海道グループ保険センターまでお問い合わせください。

★「THE すまいの保険」は「個人用火災総合保険」のペットネーム、「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。

★このご案内は、火災保険の概要について説明したものです。保険の内容はパンフレットおよび約款、重要事項等説明書をご覧ください。なお、ご不明な点につきましてはJR北海道グループ保険センターまでお問い合わせください。

〈取扱代理店〉JR北海道グループ保険センター
〈引受保険会社〉損害保険ジャパン(株)

大切な住まいの
どんな事故が心配ですか？

火災、落雷 破裂・爆発 	自然災害 風災、雹災、雪災、水災 	盗 難 	水濡れ
建物の外部からの 物体や車両等の衝突 	破 損 	家財の事故 	地 震

水災以外
補償

地震保険をつけていないと
地震による損害は
補償されません。

火災保険を団体扱で契約するとこんなにお得！
寮や社宅にお住まいの方へオススメプラン！

一般のご契約の場合

(月額) **270円**

団体扱火災保険だと

(月額) **250円**～

JR北海道
グループ
団体扱割引
5%

家財の補償

上記表の事故により
部屋の家財が損害を
受けた場合の補償



借家人賠償

借りているお部屋が事故
により損壊した場合の建物の
持ち主に対しての賠償
責任を補償



保険種類		THE 家財の保険 (損保ジャパン)	
補償内容		火災、風災、盗難、水濡れ、破損・汚損など	
契約期間		5年	
保険金額 及び 支払限度額	家財保険金額	150万円	
	地震保険金額	75万円	
	借家人賠償	1,000万円	
建物の構造		コンクリート造	木 造
保険料	月払の場合	250円/月(3,000円/年)	540円/月(6,480円/年)
	年払の場合	2,860円/年	6,140円/年

〈ご契約条件〉THE 家財の保険(個人用火災総合保険)
ベーシックI型(水災なし)、保険期間1年間、建物の構造:M構造、保険の対象:家財、所在地:北海道、保険金額:150万円(地震保険金額:75万円)、自己負担額なし(破損・汚損などの場合は1万円)、臨時費用保険金:あり、借家人賠償責任:1,000万円、修理費用保険金:300万円
基準日:令和7年4月1日



団体総合生活保険 新規加入 手続き方法

保険期間		令和7年10月1日午後4時から 令和8年10月1日午後4時まで	1年間(自動更新タイプ)
新規加入 受付期間	web	★10月1日から加入	令和7年6月10日～7月23日
		★11月1日から毎月1日付	令和7年10月1日～令和8年7月31日
	書面	10月1日から加入	令和7年6月10日～9月20日
		11月1日から毎月1日付	令和7年9月21日～令和8年8月20日

現職・グループ会社 社員の方

退職者の方

インターネット手続き

★10月1日から加入
(始期日)



★中途加入も可能です!

11月1日から加入
(毎月1日付)



紙でお手続きも可能です!

紙をご希望の方は、
送付いたしますので、
当保険センターへ
お問い合わせください。

書面で手続き

ステップ1

加入依頼書を送付いたしますので、
次ページのいずれかの方法で
ご連絡ください。



ステップ2

加入依頼書に必要事項を
ご記入いただき、ご提出ください。



ステップ3

契約成立後、口座登録用URLを
SMSメールにてお送りいたしま
すので登録ください。



保険料払込方法

給与控除(月払)

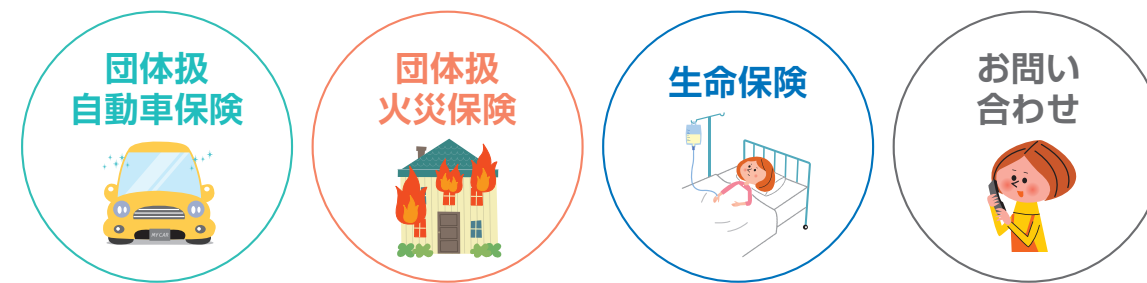
※一部グループ会社のみ口座振替

口座振替(月払)

※毎月27日

控除・引落開始

保険始期の2か月後から開始



お問い合わせ・見積もり依頼方法



おすすめ!



友達追加後、
「ファイルを送る」に
必要書類を添付してください。



hoken@h-jrshoji.co.jp



上記のQRコードを読み取ると
メール作成画面が
立ち上がります。



NTT 011-805-0045

JR 021-3057



NTT 011-805-0048

JR 021-3059

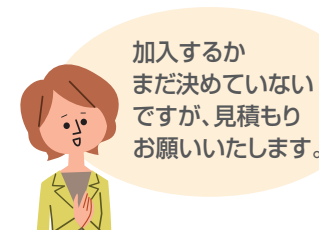
FAXの場合は、下記項目欄にご記入のうえ送信ください。
LINEまたはメールの場合は、文章にご入力の上送信ください。

【FAXの場合のみ記入】

氏名			
勤務先			
社員番号	電話番号		
種目			
ご要望			

他社切替の場合のみ

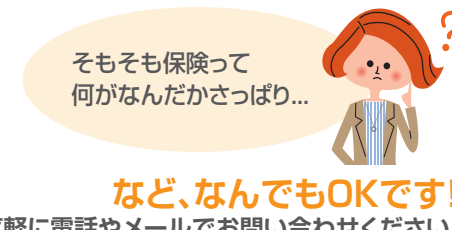
現在加入中の**保険証券**(両面の写真)を添付の上、送信ください。
ご記入・ご提供いただいた内容をもとにお見積もりをご案内させていただきます。



加入するか
まだ決めていない
ですが、見積もり
お願いいたします。



JRグループの
団体保険って
他と何が
違うんですか?



そもそも保険って
何がなんだかさっぱり...

など、なんでもOKです!
気軽に電話やメールでお問い合わせください!



スーパーライトグリーン保険

「交通事故危険のみ補償」コース

(保険期間:1年、団体割引20%、損害率による割引25%、加入限度口数)

【ご注意】こちらの案内は、平成29年度に、スーパーライトグリーン保険「交通事故危険のみ補償コース」から切り替えを行われた皆様向けのものです。
オプションの名称とセット名が変わります。
日常生活賠償“B3”“B4”→個人賠償責任補償特約“B”

保険の種類		被保険者 (補償の 対象者)	セット名	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額 ^(※1)	傷害入院 保険金日額 (1日につき)	傷害 手術 保険金	傷害通院 保険金日額 (1日につき)	基本セット 月払保険料 (1口あたり)	個人賠償責任補償特約(家族型)		
									保険金額 (1事故 につき)	セット名	月払 保険料
(傷害補償) 交通事故危険 のみ補償 ^(※2)	個人型	本 人	KO	450万円	5,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	3,000円	380円	国内 無制限 ・ 国外 1億円	B	160円
	夫婦型	本 人	FF	330万円	7,000円		4,500円	800円			160円
		配偶者		330万円	7,000円		4,500円				
	家族型	本 人	FA	340万円	5,000円		3,000円	780円			160円
		配偶者		270万円	4,000円		3,000円				
		親 族		240万円	3,500円		2,500円				

(※1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
(※2)交通事故傷害危険のみ補償特約がセットされています。



旧オリックス生命 団体医療保険

【ご注意】こちらの案内は、オリックス生命保険株式会社の医療保険から切替を行われた皆様向けのものです。
団体総合保険→団体総合生活保険(医療補償)に変更となります。

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
疾病入院		●病気で日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い ●1回の入院で180日までお支払い
疾病手術		●病気で手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) ●重大手術:入院保険金日額の40倍 ●入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
放射線治療		病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

補償額・保険料

(保険期間:1年、団体割引20%、損害率による割引25%)

【ご注意】本保険料表は、オリックス生命保険株式会社の医療保険から切り替えを行われた方向けのものです。
※ご加入口数は1口のみです。

補償内容	T1
疾病入院保険金	1日につき 5,000円
疾病手術保険金	● 重大手術 入院保険金日額の40倍 ● 入院中の手術 入院保険金日額の10倍 ● 外来の手術 入院保険金日額の5倍
放射線治療保険金	入院保険金日額の10倍

(※1)保険料は、団体契約の保険始期日時点の満年齢によります。
(※2)保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢(団体契約の始期日時点の年齢)が、満0歳以上満79歳以下の方に限ります。
(※3)年齢は、団体契約の保険期間の初日現在の満年齢とします。
(※4)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の団体契約の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
(※5)本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(令和7年5月現在)

満年齢	毎月の保険料	満年齢	毎月の保険料
0～4歳	340円	40～44歳	550円
5～9歳	240円	45～49歳	740円
10～14歳	220円	50～54歳	970円
15～19歳	260円	55～59歳	1,370円
20～24歳	390円	60～64歳	2,010円
25～29歳	410円	65～69歳	2,750円
30～34歳	440円	70～74歳	3,800円
35～39歳	480円	75～79歳	4,860円



旧損害保険ジャパン

新・団体医療保険

【ご注意】こちらの案内は、損害保険ジャパン医療費用保険から切り替えを行われた皆様向けのものです。
団体総合保険→団体総合生活保険(医療補償)に変更となります。

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
入院		●【ケガ・病気】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い ●【病気】1回の入院で180日までお支払い ●【ケガ】1事故で180日までお支払い
手術		●【ケガ・病気】手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) ●重大手術:入院保険金日額の40倍 ●【ケガ・病気】入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
放射線治療		病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
先進医療		●【ケガ・病気】日本国内で先進医療を受けた場合に負担した費用等をお支払い(500万円まで) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。) (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)

補償額・保険料

(保険期間:1年、団体割引20%、損害率による割引25%)

【ご注意】本保険料表は、医療保険から切り替えを行われた方向けのものです。

医療費用保険 移行加入者さま向け保険料表

通常プラン(疾病+傷害)				ライトプラン(疾病のみ)			
補償内容	A1	A2	A3	補償内容	LA1	LA2	LA3
入院保険金日額	3,000円	5,000円	8,000円	入院保険金日額	3,000円	5,000円	8,000円
総合先進医療基本保険金	500万円			総合先進医療基本保険金	500万円		
総合先進医療一時金	10万円			総合先進医療一時金	10万円		
手術保険金	重大手術：入院保険金日額の40倍 入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			手術保険金	重大手術：入院保険金日額の40倍 入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
放射線治療保険金	入院保険金日額の10倍			放射線治療保険金	入院保険金日額の10倍		

先進医療等費用保険金の保険金額は、令和3年10月より、**200万円から500万円に変更**となりました。 ※ご加入口数は1口のみです。

満年齢	月払保険料(A1)	月払保険料(A2)	月払保険料(A3)
0～4歳	360円	550円	860円
5～9歳	300円	450円	700円
10～14歳	280円	430円	660円
15～19歳	310円	470円	730円
20～24歳	380円	600円	930円
25～29歳	400円	620円	970円
30～34歳	410円	650円	1,010円
35～39歳	440円	690円	1,070円
40～44歳	480円	760円	1,190円
45～49歳	590円	950円	1,490円
50～54歳	730円	1,180円	1,870円
55～59歳	970円	1,580円	2,510円
60～64歳	1,350円	2,220円	3,520円
65～69歳	1,800円	2,960円	4,720円
70～74歳	2,430円	4,010円	6,380円
75～79歳	3,070円	5,070円	8,090円

満年齢	月払保険料(LA1)	月払保険料(LA2)	月払保険料(LA3)
0～4歳	260円	390円	600円
5～9歳	200円	290円	440円
10～14歳	180円	270円	400円
15～19歳	210円	310円	470円
20～24歳	280円	440円	670円
25～29歳	300円	460円	710円
30～34歳	310円	490円	750円
35～39歳	340円	530円	810円
40～44歳	380円	600円	930円
45～49歳	490円	790円	1,230円
50～54歳	630円	1,020円	1,610円
55～59歳	870円	1,420円	2,250円
60～64歳	1,250円	2,060円	3,260円
65～69歳	1,700円	2,800円	4,460円
70～74歳	2,330円	3,850円	6,120円
75～79歳	2,970円	4,910円	7,830円

(※1)保険料は、団体契約の保険始期日時点の満年齢によります。保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢(団体契約の始期日時点の年齢)が、満0歳以上満79歳以下の方に限ります。
年齢は、団体契約の保険期間の初日現在の満年齢とします。
ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の団体契約の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
(※2)本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(令和7年5月現在)

団体総合生活保険 補償の概要等

保險期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

※ 補償の概要等にご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）

傷害補償

■保険の対象となる方がケガ^{(※1)(※2)}をした場合に保険金をお支払いします。

■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」^(※3)により、保険の対象となる方がケガ^(※1)をした場合に保険金をお支払いします。

(※)1)ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

(※2)(※1)にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

(※3)交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具^(※4)との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具^(※4)に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としての使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具^(※4)の火災による事故 等

(※4) 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ●保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ● 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に死んで死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●交通事故傷害危険のみ補償特約」をセッ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセッ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金 治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)または先進医療^(※2)に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。 ^(※3) (※1) 傷の処置や拔牙等お支払いの対象外の手術があります。 (※2) 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 (※3) 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	●「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセッ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^(※1) を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 (※1) ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	●「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセッ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

賠償責任に関する補償

個人賠償責任補償特約 保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等^(※1)を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 (※1) 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^(※1))によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^(※2)の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両^(※3)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失^(※4) ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 (※1) 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^(※5)中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 (※2) 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 (※3) 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 (※4) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 (※5) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

財産に関する補償

携行品特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について3,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	● ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ● 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ● 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ● 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ● 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ● 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ● 電氣的または機械的事故に起因する損害 ● 保険の対象の置き忘れまたは紛失^(※1)に起因する損害 ● 詐欺または横領に起因する損害 ● 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ● 保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害
	等	等

費用に関する補償		
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、 下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の 両方が目撃した ホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者 ^(※1) ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等 ^(※2) を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※原則として同伴キャディがいらないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者 ^(※1) の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者 ^(※1) およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 (※1) 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 (※2) 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	●保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ●パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ等

医療補償

☆(T1、A1、A2、A3、LA1、LA2、LA3タイプは疾病入院保険金日額の10倍)

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	●病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数 ^(※1) を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数 ^(※1))を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数 ^(※2) を限度(疾病入院免責日数 ^(※1) は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をさせても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 (※1) 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 (※2) 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
	疾病手術保険金	●病気の治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照): 疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術: 疾病入院保険金日額の20倍☆ ③①および②以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍 (※1) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、拔牙等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして ^(※2) 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 (※2) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	放射線治療保険金	●病気やケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療^(※1)を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の20倍の額をお支払いします。☆ (※1) 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
	傷害入院保険金	[A1・A2・A3のみ補償] ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数 ^(※1) を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数－傷害入院免責日数 ^(※1))を乗じた額をお支払いします。 (次ページへつづく)

	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	傷害入院保険金	(前ページからのつづき) ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数 ^(※2) を限度(傷害入院免責日数 ^(※1) は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをさせても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 (※1) 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 (※2) 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	(前ページからのつづき) (※1) 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 (※2) 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 (※3) 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	傷害手術保険金	[A1・A2・A3のみ補償] ケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照): 傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術: 傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術: 傷害入院保険金日額の5倍 (※1) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、拔牙等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして ^(※2) 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 (※2) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
総合先進医療特約	退院後通院保険金特約 (退院後通院保険金適用)	●保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	
	総合先進医療基本保険金	●病気やケガによって保険期間中に 先進医療^(※1)を受けられた場合 (保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料 ^(※2) について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 (※1) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。 なお、療養 ^(※3) を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養 ^(※3) は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 (※2) 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 (※3) 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
総合先進医療特約	総合先進医療一時金	●病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。	
	【「総合先進医療特約」における粒子線治療 ^(※1) 費用のお支払いについて】 一定の条件 ^(※2) を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療 ^(※1) にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。 事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることでもできます。)。 (※1) 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。 (※2) 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ・粒子線治療 ^(※1) が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療 ^(※1) 開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。 ※変更・中止となる場合があります。		

	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害・時金特約 (三大疾病・重度傷害・時金用)	保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ■がん ^(※1) が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん ^(※1) が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん ^(※2) が、治療したことにより、がん ^(※1) が認められない状態となり、その後初めてがん ^(※1) が再発または転移したと診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶三大疾病・ 重度傷害一時金額 をお支払いします。 (※1)補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。		(「医療補償基本特約」と同じ)
	悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類－腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合^(※3)で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 (※2)この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。 (※3)国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版 (ICD-O-3.2) 院内がん登録実務用」等は含みません。 【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。		
女性医療特約	女性入院保険金	所定の病気(女性疾病等 ^(※1))によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数 ^(※2) を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数 ^(※2))を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数 ^(※3) を限度(疾病入院免責日数 ^(※2) は含みません。)とします。 ※女性入院保険金支払われる入院中、さらに別の女性疾病等 ^(※1) となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。 (※1)一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器官の悪性新生物(がん)・良性新生物等)の他、乳房・女性生殖器官以外の悪性新生物(がん)や糖尿病、心疾患等も含みます。 (※2)保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 (※3)1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	女性形成治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に 以下のような手術を受けられた場合 ■瘢痕(はんこん)形成術(植皮術(皮膚の移植術)や瘢痕(はんこん／傷跡)に対する形成術) ■変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾(ぼし)等)に対する形成術) ■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして ^(※1) 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてののみお支払いします。 (※1)「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 【ご注意】 乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、その悪性新生物(がん)を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません(ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。)。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- 入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- 退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

がん補償

保険の対象となる方ががん^(※1)と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に**保険金をお支払いします。**

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん^(※1)と診断確定されたときに、がん^(※1)以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん^(※1)の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(※1)補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類－腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合 ^(※2) で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

(※2)国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版 (ICD-O-3.2) 院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

	保険金をお支払いする主な場合	
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院(日帰り入院を含みます。) を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして ^(※1) 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてののみお支払いします。 (※1)「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
補償特約 がん再発転移	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、 がん と診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移 ^(※1) したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 (※1)他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。	
補償特約 抗がん剤治療	保険期間中に抗がん剤治療 ^(※1) を開始した場合 ▶抗がん剤治療 ^(※1) をした日の属する各月 ^(※2) について抗がん剤治療 ^(※1) を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療 ^(※1) をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療 ^(※1) をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療 ^(※1) をされた場合は、新たに抗がん剤治療 ^(※1) を開始したものとして取り扱います。 (※1)以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤 ^(※3) にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること (※2)抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療 ^(※1) をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 (※3)診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品 ^(※4) で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 (※4)医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。	

介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態^(※1)となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態^(※1)の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(※1)公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
十年金払介護補償特約 介護補償基本特約	・第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ・第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金が支払われた場合で、てん補期間 ^(※1) 中の保険金支払基準日 ^(※2) ごとに、保険の対象となる方が要介護状態 ^(※3) に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間 ^(※1) 中の保険金支払基準日 ^(※2) 時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間 ^(※1) 中の保険金支払基準日 ^(※2) に、再度要介護状態 ^(※3) に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間 ^(※1) は1回目の保険金支払基準日 ^(※2) から通算した期間となります。 (例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態 ^(※3) に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) (次ページへつづく)	● 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた要介護状態 ^(※1) ●保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ● 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾患によって生じた要介護状態 ●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態 ^{(※2)(※3)} 等 (次ページへつづく)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
十年金払介護補償基本特約	(前ページからのつづき) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間 ^(※1) 中に死亡した後の保険金支払基準日 ^(※2) においては、保険金をお支払いしません。	(前ページからのつづき) (※1) 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
	(※1) 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日 ^(※2) まで)をいいます。	(※2) 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後を開始した要介護状態 ^(※4) については、保険金のお支払対象となります。
	(※2) 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態 ^(※3) に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。	(※3) 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	(※3) 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	(※4) 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時に降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

介護補償(一時金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[公的介護保険連動型(要介護3)]

介護補償基本特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^(※1) ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾病によって生じた要介護状態 ●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{(※2)(※3)}

等

(※1) 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

(※2) 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。

(※3) 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

公的介護保険制度とは

公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会補償制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になったときに所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 ^(※1)	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護・要支援状態が末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な場合） ●要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

(※1)公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

ご参考:公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当(自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。

状態区分		状態像
要介護	1	要支援2の状態から手段の日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的の介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段の日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合^(※1)に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。〔精神障害補償特約(ハ)(所得補償用)セット

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

(※)1)骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合	
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間 ^(※1) を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数) ^(※2) を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^(※3) を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 (※1) 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) (※2) 「てん補期間 ^(※4) 内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 (※3) 免責期間 ^(※1) が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^(※5) の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセレクトされる場合は183,000円となります。) (※4) 同一の病気やケガによる就業不能 ^(※6) (または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間 ^(※1) 終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 (※5) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 (※6) 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ●保険の対象となる方が被ったアルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能 ^{(※1)(※2)} ●就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセレクトした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等	
	入院による就業不能時追加補償特約	病気やケガによって保険期間中に入院による就業不能となった場合 ▶保険金額(月額)に免責期間 ^(※1) 中の「入院による就業不能期間(月数)」 ^(※2) を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^(※3) を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 (※1) 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 (※2) お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 (※3) 免責期間 ^(※1) が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^(※4) の平均月額をいいます。 (※4) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。	(※1) 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 (※2) 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであつたり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態^{(※1)(※2)}をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。

ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

(※)例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいいません。

(※2) 保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります)。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問合せください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^(※1)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^(※2)。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

(※1) 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

(※2) 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定

契約概要

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

【所得補償】

所得補償基本特約は、平均月間所得額^(※1)以下(平均月間所得額^(※1)の85%以下を目安)で設定してください(保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額^(※1)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)
(※1) 直前12か月における保険の対象となる方の所得^(※2)の平均月額をいいます (ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

(※2) 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

契約概要

注意喚起情報

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分^(※1)に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^(※1)について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますこと、ご加入者の加入部分^(※1)を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅲ-1 告知義務」をご確認ください。

(※1) ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとにより、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください (項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項

☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	医療補償 がん補償	介護補償
生年月日		—	★	★	★
性別		—	—	★	★ ^(※1)
職業・職務 ^(※2)		—	☆	—	—
健康状態告知 ^(※3)		—	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等^(※4)」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

(※1) 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

(※2) 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

(※3) 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

(※4) この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者^(※5)、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

(※5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思^(※6)を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(※6) 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していたく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日^(※7)から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります^(※8)。

●責任開始日^(※7)から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません^(※9)(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

(※7) ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

(※8) 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

(※9) 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

注意喚起情報

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

注意喚起情報

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合^(※1)は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

(※1) 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合^(※2)は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

(※2) 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

！ 注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をするをを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

！ 注意喚起情報

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額^(※1)がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額の見直しについてご相談ください。

(※1)直前12か月における保険の対象となる方の所得^(※2)の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

(※2)所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【ご加入後の変更】

●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意くださいますようお願いいたします。

2 解約されるとき

契約概要

！ 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^(※1)することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^(※2)に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

(※1)解約日以降に請求することがあります。

(※2)始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

！ 注意喚起情報

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

契約概要

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

！ 注意喚起情報

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

	事 由	集金不能日	未払込保険料相当額払込猶予	免責開始日	解除日
①	加入者の払込方法が口座振替の場合で、集金日の翌月末までに集金されなかった場合(2か月続けて振替不能)	集金日の属する月の翌月末	(口振以外) 集金不能日の属する月の翌々月末 (口振) 集金不能日の属する月の翌月末	集金不能日	集金不能日または保険期間末日のいずれか早い日
②	加入者の退職により集金されなかった場合	集金不能となった最初の集金日			
③	加入者の払込方法が口座振替以外の場合で②以外の理由により集金されなかった場合	集金不能となった最初の集金日			

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

- 自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

！ 注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごと下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

！ 注意喚起情報

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等 (からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^(※1)または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
(※1) 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

パンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分〜午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。 <引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社	医療補償、がん補償、介護補償は以下の通りです				
	<table><tr><th>引受保険会社</th><th>引受割合</th></tr><tr><td>東京海上日動火災保険株式会社</td><td>100%</td></tr></table>	引受保険会社	引受割合	東京海上日動火災保険株式会社	100%
引受保険会社	引受割合				
東京海上日動火災保険株式会社	100%				

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間: 24時間365日

この保険は、北海道旅客鉄道株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として北海道旅客鉄道株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)

☐ 保険期間

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	—	—	—	—
☐ 保険金額は、平均月間所得額 ^(※1) 以下となっていますか? (平均月間所得額 ^(※1) を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額 ^(※1) がご加入時の額より減少した場合には、保険金額の見直しを行ってください。)なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 (※1) 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。	—	○	—	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? (※2) 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○ ^(※2)	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○	○	○	○
●「[ホールインワン・アルパトロス費用補償特約]にご加入される場合のみ」をご確認ください。 ☐ 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか? ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	—	—	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意^(※1)」についてご確認ください。
(※1) 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

39

40

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。^{*1}
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



©東京海上日動

東京海上日動火災保険株式会社 宛

団体保険 加入内容変更依頼書 別紙健康状態告知書

被保険者（お名前）：

様

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は「回答記入欄」にご記入のうえ、加入内容変更依頼書とセットでご提出ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償にご加入の方	がん補償にご加入の方	介護補償にご加入の方								
質問 1 ●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。 なし 質問 2 ●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。 なし 質問 3 <所得補償、団体長期障害所得補償のみ> 告知日（ご記入日）より過去2年以内に ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」と医師に診断されたことがありますか。 ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。 （注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例 <table><tr><td>が ん</td><td>悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫</td></tr><tr><td>上皮内がん</td><td>上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成</td></tr></table> 全 て な し お引受けできます。 回答をご記入のうえご署名ください。	が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成	質問 1 ●今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例 <table><tr><td>が ん</td><td>悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫</td></tr><tr><td>上皮内がん</td><td>上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成</td></tr></table> なし 質問 2 ●告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。 ①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと ・上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査） ・胸部エックス線検査 ・乳房エックス線（マンモグラフィ）検査 ・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診 ・便潜血検査 ・しゅようマーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA等） ・C T検査 ・M R I 検査 ・P E T 検査 ・肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体） ・腹部超音波検査 ・その他のがん検診 ②医師の診察の結果、【別表】の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと なし お引受けできます。 回答をご記入のうえご署名ください。	が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成	質問 1 ●以下（1）～（3）のいずれかに該当しますか。 （1）現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助員を必要とする。 （2）今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。 （3）今までに、認知症、軽度認知障害（M C I）もしくはそれらの疑いまたはがん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます）で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。 ●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。 ●告知日（ご記入日）より過去2年以内に下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことはありますか。 （注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。 お引受けできない病気 ・肝硬変 ・脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血） ・脳しゅよう ・心筋梗塞 ・心筋症 ・心不全 ・心房細動 ・糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含みます） ・うつ病 ・双極性障害（躁うつ病） ・統合失調症 ・アルコール依存症 ・パーキンソン病 ・アルツハイマー病 ・レビー小体病 ・前頭側頭葉変性症 ・ピック病 ・（骨折歴を伴う）骨折しょう症 ・関節炎（リウマチ性、変形性） 全 て な し お引受けできます。 回答をご記入のうえご署名*1ください。 1つ以上あり 申し訳ございませんが、お引受けできません。
が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫									
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成									
が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫									
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、C I S、C I N 3、子宮頸部の高度異形成									

別表		（がん補償）お引受けできない病気や所見・症状
病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘤*1（しゅりゅう）、G I S T（ジスト、ギスト）、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ（ポリボース）*2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、N A S H（非アルコール性脂肪肝炎）、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	C O P D（慢性閉塞性肺疾患）、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状*3		しこり、出血（不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿）、黄疸

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

（本人タイプ）
団体始期2023年10月以降用

1/2

加入者証券番号

被保険者明細番号

変更日

年

月

日

サービスのご案内

東京海上日動のサービス体制なら安心です

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

※本サービスは、「団体総合生活保険」にご加入いただいた方のみ対象となります。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動
セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間^(※1)

24時間
365日

0120-708-110

(※1) 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非
通知に設定されている場合は、電話番号の最初
に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、救
急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅
先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専
門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師と
メディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^(※2)

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続さ等、一連の手配の一切を承ります。
(※2) 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動
セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご
相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サー
ビスをご紹介します。

受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始
を除く

電話介護相談
・電話介護相談：9:00～17:00
・各種サービス優待紹介：9:00～17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの
種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお
応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^(※1)」をご利用いた
だくことも可能です。
(※1) お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすす
めや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介^(※2)

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といっ
たご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^(※3)
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
(※2) 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
(※3) サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を
通じて、介護の仕方や介護保険制度
等、介護に関する様々な情報をご提供
します。
[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp

デイリーサポート

自動
セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談
や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始
を除く

法律相談
・法律相談：10:00～18:00
・税務相談：14:00～16:00
・社会保険に関する相談：10:00～18:00
・暮らしの情報提供：10:00～16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすく
お応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで
受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス]
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険につい
て提携の社会保険労務士がわ
かりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュー
ルとの関係でご回答までに数
日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・
冠婚葬祭に関する情
報・各種スクール情報
等、暮らしに役立
つ様々な情報を電話で
ご提供します。

認知症アシスト

自動
セット

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニング
から、認知症になった場合のご本人やご
家族等を支えるサービスまで、幅広くご
提供します。

脳機能向上トレーニング

例)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（「脳を鍛えるトレーニ
ング」）をご利用いただけます。
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研
究の知見を基にしています。
本トレーニングは、記憶力や注意力など脳機能の維持向上を目的と
したものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することが
できます。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご
相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェッ
クプログラム^(※1)」をご利用いただくことも可能です。
(※1) お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に
基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症のひとと家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症のひと
と家族の会^(※2)」をご紹介します。^(※3)
(※2) 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理
解を広める啓発活動を行っている法人です。
(※3) 年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の
健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供し
ます。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定するこ
とができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
※本サービスは保険の対象および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境に
より、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] https://tmnf-brain-training.jp

右記二次元コードを読み
取り、表示に従い、加入者
証券番号の入力および
ユーザ登録を行っていた
だきご利用ください。



監修：川島隆太氏

ご注意ください(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に
至るまで保険契約が継続している場合に限りします。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者^(※1)・ご親族^(※2)の方（以下サー
ビス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接
の相談に限りします。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診され
た場合の費用はお客様のご負担となります。

(※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を
備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

(※2) 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご退職予定(エルダー社員になられる方含む)の 皆さまへ

退職後も現職と同じ割引率・保険料でご継続いただけます。



⚠️ ご退職される皆様へお願い

退職時は、継続または解約どちらも必ず手続きが必要です。
ご退職日までに必ずご連絡ください。

ご退職後の雇用形態により手続きが異なりますので、詳しくは下記「ご退職後の雇用形態」をご参照ください。

※解約の場合、申出日以降のご解約となりますので、予めご了承ください。

ご退職後の雇用形態

雇用形態によって、お手続きが必要な場合がございますので、下記をご確認ください。

**JR北海道を退職(エルダー退職含む)
またはグループ会社へ転籍**

**JR北海道のエルダー社員として
再雇用**

**お手続きが必要となりますので、
下記まで必ずご連絡ください。**

JR北海道グループ 保険センター

TEL 011-805-0045
JRTEL 021-3057-3058
E-mail hoken@h-jrshoji.co.jp

- 退職後継続する場合
退職後にご指定の口座から引き落としとなります。
- 退職時に解約する場合
月々の保険料は2か月遅れて給与引き落としされているため、解約時に2か月分の保険料を別途お支払いいただくことになります。



**お手続きは不要ですが、これを機に
保険の見直しをしてみませんか？**

※エルダー社員の方は、現職時の社員コードを継続して使用するため、ご連絡は必要ございません。
※エルダー社員をご退職される場合は、必ずご連絡ください。



保険の見直し・ご相談について

JR北海道グループ保険センターでは、福利厚生の一環で、従業員の皆様が現在ご加入の保険の見直し・ご相談を承っております。



補償内容、加入時のままでは
ありませんか？
ご退職前に
保険の見直しを
しませんか？

ご退職の前にぜひ
JR北海道グループ保険センターへ
ご連絡下さい。

LINE 公式アカウント はじめました!



事故などのいざという時も安心!
ぜひ友だち登録を!

お客様と代理店が
LINEにて
メッセージの
やり取りが可能

最新情報が
LINEで手軽に
受け取れる

友だち追加は
コチラ



友だち登録
募集中!

QRコードを読み込むだけで
簡単に友だち登録ができます!

友だち登録手順



[ホーム]>右上の[友だち追加]
アイコンをタップ。

[QRコード]をタップ。

QRコードをスキャン。

代理店名が表示されたら、
[追加]をタップ。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

事故のご連絡・ご相談・保険金のご請求はこちら！



事故発生



スーパーライトグリーン保険 スーパー医療保険 がん補償 介護補償 所得補償 ☎電話でのご報告の場合 東京海上日動火災保険株式会社 事故受付センター 「東京海上日動安心110番」 0120-720-110 📄WEBでのご報告の場合 	団体扱 自動車保険 ☎電話でのご報告の場合 東京海上日動火災保険株式会社 事故受付センター 「東京海上日動安心110番」 0120-119-110 📄WEBでのご報告の場合 	団体扱 火災保険 ☎電話でのご報告の場合 損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター 0120-727-110 📄WEBでのご報告の場合 	生命保険 ☎電話でのご報告の場合 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 事故受付センター ▼オペレーターによる受付 平日9～18時 土曜9～17時/日祝・年末年始休み 0120-536-338  三井住友海上あいおい生命保険株式会社 お客さまサービスセンター ▼オペレーターによる受付 平日9～18時 土曜9～17時/日祝・年末年始休み 0120-324-386
--	--	--	--

または取扱代理店までご連絡 011-805-0045 (平日9時～17時)

保険金請求に必要な書類のご案内、ご送付

保険金請求書類受領／治療状況等の確認

保険金のお支払い



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)】 0570-022-808

- 受付時間：平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

お問い合わせ先

取扱代理店

JR 北海道グループ保険センター
株式会社北海道ジェイ・アール商事 保険事業部

〒060-0906
北海道札幌市東区北6条東4丁目1-4 (NE6・4ビル4階)
TEL: 011-805-0045 JR 021-3057・3058
FAX: 011-805-0048 JR 021-3059
Mail: hoken@h-jrshoji.co.jp
URL: <http://www.h-jrshoji.jp>



引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社・
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
札幌支店 営業第1チーム TEL: 011-271-7341

三井住友海上火災保険株式会社・
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
札幌支店 法人営業課 TEL: 011-213-3889

損害保険ジャパン株式会社
札幌支店 法人第一支社 TEL: 011-281-6144